



出前講座のご案内

お問い合わせ 消費生活センター
(平日)午前9時～午後4時 ☎57-8143

お近くの消費生活相談窓口につなぐります

消費者ホットライン
い や や い や
☎188(嫌や!泣き寝入り)

消費生活センターでは消費生活相談員を講師として無料で派遣する出前講座を実施しています。地域や学校などで行事、研修、勉強会などの際にぜひご活用ください。

【テーマ例】

- ・ 特殊詐欺、消費者トラブルの被害防止と対策
- ・ 高齢者が狙われています 特殊詐欺にご注意
- ・ 知って安心 悪質商法撃退法
- ・ 成人(おとな)になる前に 覚えておこう消費者トラブル

受講された皆さんの声

- 身近なところ(佐渡市内)でも詐欺が発生していたことを知り、驚いた。
- 「佐渡は安心」という気持ちを捨て、用心するよう心掛けたい。
- 講座資料を、家族にも見せようと思った。
- 今後は冷静に考え、すぐに返答しないように気を付けたい。

など、ご好評いただいています！



主催者の方は、受講者の募集と会場の手配をお願いします。

開催の日時、時間(30分～1時間程度)、テーマなど、できるだけご要望に沿った内容で実施します。詳しくはお問い合わせください。

市報さど 令和4年4月号

生活情報
さど

ATMで還付金はもらえません

～還付金詐欺に注意～

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時 ☎57-8143

お近くの消費生活相談窓口につなぐります

消費者ホットライン
い や や い や
☎188(嫌や!泣き寝入り)

今年に入ってから佐渡市内で、
還付金詐欺と思われる事案が、
多数発生しています。



事例

市役所の職員を名乗る者から「介護保険料の還付手続きが必要」「〇〇銀行のATMにすぐに行くように」と電話があった。ATMに到着後、指示された番号に電話し、電話の相手方から言われるままATMを操作した。残高を確認したところ、自分の口座から他人の口座に50万円近い金額を振り込んだことがわかった。

アドバイス

- ・ 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- ・ 市役所などの公的機関や金融機関の職員が、ATMの操作をするように連絡することは絶対にありません。

市報さど 令和4年5月号

「電話料金が安くなります」 という勧誘に気をつけて!

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン
いあや いあ
☎188(嫌や!泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時~午後4時 ☎57-8143

突然、
電話で

「アナログ回線に戻すと、 電話料金が安くなります」と



勧誘されたという相談が、高齢者を中心に増加しています。

事例

大手通信会社を名乗る事業者から「ご自宅の電話回線を光回線からアナログ回線に戻しませんか」「日々、高い電話料金を払っているのはもったいないですよ」と電話で勧誘され、承諾したところ、「手数料4万円」のほかに、「サポート料、毎月5千円」を請求された。大手通信会社とは関係のない事業者だとわかったので解約を申し出ると「2年間は解約できない」「キャンセル料として3万円必要」と言われた。

アドバイス

- ・このような勧誘は、大手通信会社とは関係のない事業者によるものです。相手方の事業者名や契約内容を確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- ・光回線契約をアナログ回線に移行する手続きは、第三者に依頼する必要はなく、ご自身でNTT東日本に申し込むことができます。費用や条件等の詳細は、NTT東日本に問い合わせましょう。
- ・不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。

市報さど 令和4年6月号

皆さんの
見守りで

身近な人を消費者トラブルから 守りましょう!

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン ☎188(嫌や!泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時~午後4時 ☎57-8143

無料体験会や訪問販売がきっかけの消費者トラブルは、当事者はトラブルに巻き込まれていると気づかないことが多く、気づいたとしても「人に知られるのが恥ずかしい」「家族に怒られそう」などと考え、誰にも相談しないケースが少なくありません。

住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域の皆さんの見守りが大切です。



こんな変化に
注意しましょう

- ・宅配便や郵便物がひんぱんに届くようになった
- ・業態のよくわからない店に出入りしている
- ・借金を申し出るなど、お金の困っている様子が見られる



おかしいな...
と思ったら

- ① 声かけ 「だまされている!」と決めつけず、「何か困っていませんか」「変わったことはないですか」と、自然に問いかけてみましょう。
- ② 事実確認 相手の意思を尊重し、ゆっくり話を聞きましょう。
- ③ 専門機関につなぐ 消費生活センターなどへ相談するように勧めましょう。「一人だと不安」という場合は、付き添ってあげると相談しやすいようです。



市報さど 令和4年7月号

「お試し」のつもりが 定期購入!?

お近くの消費生活
相談窓口につながります
消費者ホットライン
188(嫌や!泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時~午後4時 ☎57-8143

「初回お試し価格!」という広告を
ネットで見つけ、健康食品を注文したところ、
『定期購入』と言われて解約できなくなった、
という相談が寄せられています。



ちょっと待って!! そのネット注文
『定期購入』ですよ!



事例

「初回お試し価格
500円」のサプリメントを1回だけのつ
もりで注文したら、
翌月も同じ商品が届き、6,500
円の請求書が入っていた。業
者に解約を申し出たが、「お試
し価格は『5回以上の定期購
入が条件』だと記載してある」と
拒否された。

アドバイ ス

- こんなネット広告には気をつけましょう。
 - ◆低価格や、「お試し」「初回無料」などの表示を強調
 - ◆解約・返品条件などの重要なことがわかりにくい
 - ◆SNSの広告から誘導される
- お試し価格など格安を強調する広告には、「〇カ月以上の定期購
入」などの条件が設けられている場合があります。注文する前に契
約内容や解約・返品条件などをしっかり確認することが大切です。
- 不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活セ
ンターへ相談しましょう。

令和3年度の消費生活相談について お知らせします



- 佐渡市消費生活センターに寄せられた相談は**478件**（前年度比**52件増**）でした。
- 人口1,000人あたりの相談件数は、県内平均2.9件に対し、佐渡市は県内最多の**9.1件**でした。
- 60歳以上**の方からの相談が、**全体の半数以上**を占めています。
- 相談方法は**電話が最も多く378件**、**来訪が95件**、**文書（メール・手紙など）が5件**でした。

特に多かった相談

○ショートメールでの架空請求

スマートフォンに「料金未納のご連絡」というショートメールが届き、問い合わせ先で連絡すると、支払う必要のない料金を請求された。



○還付金詐欺

市役所の職員を名乗る電話で「還付金を受け取るため、〇〇銀行のATMで手続きをしてください」と指示された。



○定期購入トラブル

「初回500円」という広告を見て注文したところ、翌月も同じ商品が届き、1万円近い代金を請求された。



○電話回線切り替えの勧誘

大手通信会社を名乗る電話で「ご自宅の電話が使えなくなります」と、回線切り替え工事を勧められ、工事後、高額な費用を請求された。



☆「相談してよかった」と思っただけの対応を心がけています。
お気軽にご相談ください。情報提供もお待ちしております。
相談件数の内訳などは市ホームページからご覧いただけます。

お問い合わせ 消費生活センター（平日）午前9時～午後4時 ☎57-8143

お近くの消費生活
相談窓口につながります

消費者ホットライン

188（嫌や!泣き寝入り）

モバイルバッテリーの 事故に注意!

お近くの消費生活相談
窓口につながります

消費者ホットライン
いやいや
☎188(嫌や!泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時~午後4時 ☎57-8143

事例①

スマートフォンと
モバイルバッテリーを
接続していたら、煙が出て
発火し、やけどした。



事例②

他社製のACアダプターを
接続し充電したところ、
モバイルバッテリーから発火し
た。



事例③

「燃やすごみ」として出された
モバイルバッテリーが、
回収時に押しつぶされたこと
により発火し、清掃車が全焼した。



ADVICE アドバイス

- ①購入する際は、PSE マークが付いたものを選ぶ。
- ②本体に強い衝撃や圧力を加えたり、高温の環境に放置したりしない。
- ③充電時に充電ケーブルの先端を濡らしたり、周囲に可燃物を置いたりしない。
- ④充電に使う AC アダプターは、そのバッテリー付属(専用)のものを使い、他社の製品を使わない。
- ⑤本体が膨らんでいる、熱くなっているなど、異常を感じた時は、すぐに使用を中止する。



●使用済みのモバイルバッテリーを 処分するときは…

購入した販売店や家電量販店で引き取りは行っていません。また、「燃やさないごみ」に出しても収集されません。

佐渡クリーンセンター(佐和田)に直接持ち込んでください。無料で引き取ります。(両津・南佐渡クリーンセンターでは引き取っていません。)

※その他の電池やバッテリーの処分方法については、市役所生活環境課(☎63-3113)にお問い合わせください。

「還付金詐欺」の電話にご注意ください!

佐渡市内で「還付金詐欺」と思われる電話が複数確認されています。

電話の相手は市役所や実在する企業の職員を名乗り、「払いすぎた保険料を返します」「これから銀行に行ってください」と言って金融機関のATMに誘い出し、口座内のお金をだまし取ろうとします。

電話で急に「お金を返す」「ATMに行って」と言われたら詐欺を疑い、電話を切って身近な人に相談しましょう。

お問い合わせ先 佐渡警察署 ☎55-0110

還付金が出るので
銀行に行って下さい



「老人ホームなどの入居権を譲って」 という電話は詐欺です

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者
ホットライン **188**(嫌や!泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時~午後4時 ☎57-8143

複数の業者が登場し、信用して契約させる手口を「劇場型詐欺」と言います。

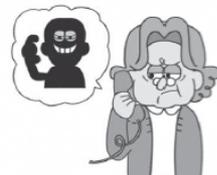
事例

大手企業の社員と名乗る男性から「近々、市内に介護施設ができます。佐渡市在住のあなたには、優先的に入居できる権利があります」と電話があった。「入居の必要はない」と断ると「入居できず困っている人がいるので、権利を譲ってもらえないか」と頼まれたので承諾した。後日、弁護士を名乗る女性から電話があり「あなたが行ったことは『名義貸し』という犯罪行為です。権利はあなたが買ったことになっているので600万円を払ってもらわないといけません」と言われた。



アドバイス

- ・実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ち掛ける不審な電話は、詐欺の手口です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- ・話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。
- ・不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。



市報さど 令和4年11月号

活用してください!

2023年消費生活センターカレンダー

佐渡市消費生活センターでは「だまされないための十ヶ条」カレンダーを佐渡警察署と共同で作成し、毎年12月上旬に市内の全戸に配布しています。

今回は、令和4年9月に消費生活センターの出前講座を受講した佐渡総合高校2年生から提出された作品も掲載しました。

追加配布をご希望の方は、佐渡市消費生活センターまでご連絡ください。

消費生活センター ☎57-8143
(受付時間/平日の午前9時~午後4時)



市報さど 令和4年12月号

代金を払ったのに商品が届かない! ～偽通販サイトにだまされないで～

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時
☎57-8143

お近くの消費生活相談 消費者
窓口につながります ホットライン **188**(嫌や!泣き寝入り)

事例

大手通販業者のネット広告で、高級ブランドの洋服が定価の半額以下で販売されているのを見つけて注文し、指示された銀行口座に代金を振込んだ。業者から「入金を確認しました」というメールが届いたとき、何日経っても商品が届かないため問い合わせしようとしたが、業者のメールはブロックされており、電話も「現在使用されておりません」とアナウンスが流れて連絡がとれない。



アドバイス

- ・インターネット通販で「商品が届かない」「偽物が届いた」といったトラブルが起きています。
- ・大幅な割引価格となっている場合や、他のサイトでは品切れとなっている商品を取り扱っている場合は、偽通販サイトの可能性があります。
- ・支払い方法が「銀行振込みのみ」「代金引換のみ」の通販サイトには注意が必要です。
- ・問題のある通販サイトを完全に見分けることは困難です。少しでも不安を感じた場合は、購入をやめましょう。



市報さど 令和5年1月号

訪問購入に気をつけて!

～不用品買取りでトラブルが多発しています～



お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時
☎57-8143

お近くの消費生活相談 消費者
窓口につながります ホットライン **188**(嫌や!泣き寝入り)

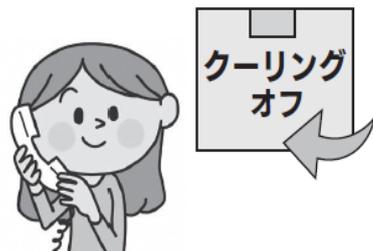
事例

チラシで知った買取り業者に連絡し、自宅で不用な洋服やバッグを査定してもらった。「宝飾品があれば見たい」と言われたため指輪を見せたところ、担当者が1万円札を置いてすべて持ち帰ってしまった。買い戻したいと電話で伝えたが「物品は、ほかの業者に渡したので返せない」と断られた。



アドバイス

- ・「無断でダンスを開けられた」「大声で怒鳴られた」などのトラブルも報告されています。知らない業者を自宅に呼ぶことは、なるべく避けてください。
 - ・必ず家族や知人などに同席してもらった上で、業者には、むやみに宝飾品などを見せないよう気をつけましょう。
 - ・売却が決まったら、物品の種類や買取り価格、クーリング・オフなどについて記載された契約書を必ず受け取り、内容に納得がいかなければきっぱりと断りましょう。
- ※クーリング・オフ期間中(書面交付から8日間以内)は、物品の引渡しを拒むことができます。



市報さど 令和5年2月号

友人から誘われても断れますか? ～確実に稼げるシステム～

お問い合わせ 消費生活センター(平日)午前9時～午後4時
☎57-8143

お近くの消費生活相談 消費者
窓口につながります ホットライン ☎188(嫌や!泣き寝入り)

「簡単に稼げる」「毎月10万円以上、確実にもうかる」といった甘い言葉で誘い、投資システムなどの商品の購入を契約させるトラブルが、大学生など20歳代の若者に多くみられます。

毎月10万の配当!



事例

大学の先輩に呼び出され「株の自動売買システムを購入すれば、何もなくても稼げる」と、もうけ話の勧誘を受けた。システムの代金が高額なので支払えないと断ったら「同級生は学生ローンで支払っている」「もうけが出ればすぐに返済できる」と指南され、親に内緒で50万円も借金してしまった。



アドバイス

- 「簡単に」「何もしないで」稼ぐ方法はありません。
- 「あとで解約すればいい」といった軽い気持ちで契約してはいけません。
- SNSで知り合ったことをきっかけに誘われることもあります。
- 友人・知人からの勧誘であっても「必要ない」ときっぱり断りましょう。

